

社会教育関係団体に対する補助金一覧(令和8年度分)

資料1－①

名称	目的	補助対象となる 社会教育関係団体	補助対象事業・対象経費	補助率等	R8予算額	R7実績	担当課
PTCA事業補助金	古賀市小中学校PTCA活動を通して学校、地域及び家庭の連携を深め、児童、生徒の健全育成に寄与することを目的とする。	古賀市小中学校PTCA	(1)研修事業 (2)環境美化事業 【対象経費】 報償費、使用料及び賃借料、 需用費、通信運搬費	補助対象経費の1/2 1校につき30,000円	330,000円	PTCA連合会事業補助金 【補助交付決定額】 246,000円	生涯学習推進課
スポーツ大会出場補助金	大会への出場を促し、選手の技術を高めるとともに、スポーツ活動の支援及び活性化を図り、もって古賀市のスポーツの振興に寄与することを目的とする。	【個人】①～③をすべて満たす者 ①市内に住所を有し、かつ、生活の拠点があること ②大会要項等に定められた登録選手であること ③次号に規定する団体の構成員として大会に出場するものでないこと 【団体】 大会要項等に定められた当該団体の登録選手の半数以上が市内に住所を有し、かつ、生活の拠点があるもの	(1)国、地方公共団体、公益的法人等が主催、共催、又は後援するスポーツの全国又は国際大会であること。ただし、古賀市立中学校部活動大会参加補助金の交付対象となる場合やその他本市が行う他の補助事業等の交付対象となる場合を除く。 (2)地方予選を経て出場資格を取得した大会又は競技成績その他明確かつ厳正な基準のもとに推薦等されて出場する大会であること	【全国大会】 個人(1万円)、団体(10万円以内) 【国際大会】 個人(3万円)、団体(30万円以内) ※団体出場の場合は算定対象者は、登録選手及び監督等であって、市内に住所を有し、かつ、生活の拠点を有するもの。ただし監督等は2人以内とする。	800,000円	市内活動団体及び個人 個人 18人 団体 3件 【補助交付決定額】 450,000円	生涯学習推進課
少年の船事業補助金	古賀市少年の船の会が実施する少年の船事業を支援することで、子どもたちの主体性や協調性を育むとともに、次世代の担い手を育成することを目的とする。	古賀市少年の船の会	少年の船事業(事前研修、本研修、事後研修) 【対象経費】 報償費、需用費(食糧費は除く)、役務費、 使用料及び賃借料、旅費(内部会議に係るものは除く。対象は参加スタッフに限る)	補助金額は予算の範囲内で、 旅費は補助対象経費の1/2、 その他は補助対象経費の10/10	1,300,000円	古賀市少年の船の会 【補助交付決定額】 1,300,000円	青少年育成課
青少年育成事業補助金	古賀市青少年育成市民会議が実施する青少年育成事業を支援することで、子どもたちの主体性や協調性を育むとともに、次世代の担い手を育成することを目的とする。	古賀市青少年育成市民会議	(1)青少年健全育成大会事業 (2)「青少年の主張」作文事業 【対象経費】 報償費、需用費(食糧費は除く)、役務費、使用料及び賃借料、旅費(内部会議に係るものは除く)	補助金額は予算の範囲内で、補助対象経費の10/10	200,000円	古賀市青少年育成市民会議 【補助交付決定額】 200,000円	青少年育成課